

◎特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案新旧対照表
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	[略]	法律	[新設]
事務	[略]	事務	[新設]
特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律（令和八年法律第号）	第五条第二項並びに第九条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務		

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 審議会等（第六条―第十五条の三）</p> <p>第三節～第五節 [略]</p> <p>第四章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～百一 [略]</p> <p>百一の一 特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律（令和八年法律第 号）第三条に規定する一時金に関すること。</p> <p>百二～百九 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 [略]</p> <p>第二節 審議会等（第六条―第十五条の一）</p> <p>第三節～第五節 [略]</p> <p>第四章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～百一 [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>百二～百九 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

<p>(設置)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>社会保険審査会</p> <p>特定空襲等被害者一時金認定審査会</p> <p>[略]</p> <p>(社会保険審査会)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>(特定空襲等被害者一時金認定審査会)</p> <p>第十五条の二 特定空襲等被害者一時金認定審査会については、特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づき命令を含む。)の定めるところによる。</p> <p>(ハンセン病患者家族補償金認定審査会)</p> <p>第十五条の三 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>社会保険審査会</p> <p>[略]</p> <p>(社会保険審査会)</p> <p>第十五条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(ハンセン病患者家族補償金認定審査会)</p> <p>第十五条の二 [略]</p>
---	--

改正案	現行
<p>附則 （ハンセン病患者家族補償金支払基金） 第五条の六〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>（一時金の支払の業務）</p> <p>第五条の七 機構は、第十二条第一項並びに附則第五条の二第一項から第三項まで、第五条の三第一項及び第五条の五第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。</p> <p>一 国の委託を受けて、特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律（令和八年法律第 号。次号及び次条第一項において「特定空襲等被害者一時金支給法」という。）第三條の一時金の支払を行うこと。</p> <p>二 国の委託を受けて、特定空襲等被害者一時金支給法第七条第一項の一時金の支払を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>3 第一項の業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、</p>	<p>附則 （ハンセン病患者家族補償金支払基金） 第五条の六〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

第十二条第一項に規定する業務とみなす。

(特定空襲等被害者一時金支払基金)

第五条の八 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために特定空襲等被害者一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、特定空襲等被害者一時金支給法第二十七条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

(社会福祉・医療事業団法の廃止)

第六条 [略]

[新設]

(社会福祉・医療事業団法の廃止)

第六条 [略]